

令02原機(科臨)019
令和2年11月27日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
〔STACY(定常臨界実験装置)施設〕に係る
使用前検査申請書記載事項の変更届

〔STACYの更新(第1回及び第2回申請)〕

平成30年4月9日付け30原機(科臨)002をもって申請(平成30年11月30日付け30原機(科臨)015、平成31年4月4日付け31原機(科臨)001、令和元年12月25日付け令01原機(科臨)016、令和2年3月27日付け令01原機(科臨)025、令和2年4月17日付け令02原機(科臨)001及び令和2年10月27日付け令02原機(科臨)013で変更)した使用前検査申請書の記載事項の一部を以下のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項、期日及び場所」の別紙—
2の記載を次のとおり変更する。

変更前

○別紙—2について

別紙—2（その2）

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 2003274 号	認可 年月日	令和 2 年 3 月 27 日	認可申請 番号	29 原機 (科福開) 008
検査申請 番号	令 01 原機 (科臨) 025	検査申請 年月日	令和 2 年 3 月 27 日	変更 年月日	令和 2 年 10 月 27 日
工事名	STACY の更新 (第 2 回申請)				
検査対象名		検査項目	期 日	場 所	
原子炉本体 その他の主要な事項 炉室フード		材料検査 据付検査	令和 2 年 11 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	東京ニュークリア・サー ビス (株) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備 溶液燃料貯蔵設備		作動検査	令和 3 年 3 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物保管室 (I)、(II) $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物保管室		外観検査	令和 2 年 5 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 放射線監視設備 作業環境モニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタのう ち実験棟 A 取付箇所ものを 除く) 屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備		外観検査	令和 2 年 12 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	

変更後

○別紙—2について

別紙—2（その2）

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可番号	原規規発第 2003274 号	認可年月日	令和 2 年 3 月 27 日	認可申請番号	29 原機 (科福開) 008
検査申請番号	令 01 原機 (科臨) 025	検査申請年月日	令和 2 年 3 月 27 日	変更年月日	令和 2 年 11 月 27 日
工事名	STACY の更新 (第 2 回申請)				
検査対象名		検査項目	期 日	場 所	
原子炉本体 その他の主要な事項 炉室フード		材料検査 据付検査	令和 2 年 11 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	東京ニュークリア・サービス (株) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備 溶液燃料貯蔵設備		作動検査	令和 3 年 3 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄設備 固体廃棄物保管室 (I)、(II) $\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物保管室		外観検査	令和 2 年 5 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 放射線監視設備 作業環境モニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタのうち ち実験棟 A 取付箇所ものを 除く) 屋外管理用の主要な設備 排気筒モニタリング設備		外観検査	令和 2 年 12 月 ～ 令和 4 年 2 月 7 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	

この他、設計変更又は追加要求が生じた構築物等（工事を伴わない構築物、系統及び機器を含む。）について、「試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則」（平成 25 年原子力規制委員会規則第 23 号）※との適合性確認結果の検査を行う。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、なお従前の例による。

2. 変更の理由

STACYの更新（第2回申請）に係る設計変更又は追加要求が生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査の追加。